

令和3年度 第1回職業能力開発審議会（書面開催結果）

書面開催の結果について

参加委員数について

- ・全委員14名に書面を送付し回答を依頼したところ、14名全員から回答の提出がありました。
- ・よって、宮崎県職業能力開発審議会条例（以下、「条例」という）第6条第2項の規定により、定足数（委員の2分の1以上）を満たしていることを確認した。

【議題1】 会長選任について

- ・各委員の回答を集計した結果、多数決で湯地委員に決定する。

【職務代理者の指名・決定】

- ・条例第5条第4項の規定に基づき、会長となられた湯地委員により、職務代理者として池上委員を指名する旨申し出があった。
- ・上記について事務局より池上委員へ打診し、就任について池上委員の了承が得られたため、職務代理者は、会長指名のとおり池上委員と決定する。

【議題2】 第11次宮崎県職業能力開発計画（以下、「第11次（県）計画」という）の計画期間について

【議題3】 第11次（県）計画の策定スケジュールについて

【議題4】 第11次（県）計画の骨子案について

- ・条例第6条第3項の規定により、過半数の承認が得られたため、議題2～4は承認されたものとする。（会長を除く委員13名の回答を集計）

宮崎県職業能力開発審議会条例

（会長）

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある者である委員のうちから委員が選挙する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

※議題 2～4 についての各委員からのご意見

議題 2 第 1 次宮崎県職業能力開発計画（以下、「第 1 次（県）計画」という）の計画期間について

- ・ 本件計画は、元々国の基本計画に合わせて R.3～R.7 で計画されていたはずであり、本件提案については、国の年次予算政策と齟齬を生じる弊害を危惧する。
- ・ 様々な社会的・事務的要因で計画と実態に GAP が生じることはありえるが、その GAP の背景を良く見直し、具体的な施策について適時改善・修正を加えることこそ重要。今般の計画内容見直しもその一環とすれば、第 11 次計画の始期は R.3 年度&終期は R.7 年度のままで良いのではないか。また、国の計画に対する追従遅れを理由に、始期を H.4 年度とすとしても、終期は上述と同様の理由で H.7 年度とすべきと考える。

議題 3 第 1 次（県）計画の策定スケジュールについて

- ・ 是非、「これから」の各マイルストーンでの作業＜論点＞をスケジュールに付記されたい。
- ・ 次回審議会が 10 月に予定されているが、新型コロナの影響で集合開催できない場合が考えられるため、WEB 開催（zoom 会議等）の検討を。

議題 4 第 1 次（県）計画の骨子案について

- ・ 宮崎県としての課題設定・計画（「資料 4-1」）については、さらに踏み込んだ＝より具体性を持った中身の記述が必要と考える（資料 4-3 に細部説明があるが、上位概念でまとめず。特徴ポイントを打ち出すのが妥当ではないか）。
- ・ 「資料 4-1」の県施策は、国の基本計画を多少の表現変更で焼き直したようなもので、「宮崎県＜色＞」が見えない。（＝第 10 次計画以前から同様かも知れないが、このまま他県の計画ですと称したとしても違和感ない記述に止まっているのではなからうか。）
- ・ 第 10 次計画から、様々な「見直し」を図った結果、第 11 次計画ではどんな具体的な中身を「充実強化」したり「職業訓練メニューとして提供」したりすべきとの結論に達したのかという発展過程が見える言及が欲しい。
- ・ 今回提案の 5 の記述では「ニーズの把握」がこれから進むのかと思わせる本年 3 月時点より時間軸が後退したかのような作業項目がある。これが実態なら止むなしたが、既にアンケート調査の結果整理までなされていたと承知。それを踏まえた次の一手へとしての具体策の提示が肝要ではなからうか。
- ・ 本件提案の「技能の振興」に関する記載文言は第 10 次計画と同一となっており、第 10 次の成果を踏まえて次期計画ではさらに何に注力しようとするのが表現されていない。
- ・ 1-(2)等では、3 月審議会時点存在した事業分野の例示が今回の案では消失しており「人手不足が見込まれる分野(宮崎県で特に)」とは何か分からない状態となっている（当該分野に重点的に施策を打つ予定での調査ではなかったのか）。
- ・ 「資料 4-1」の計画骨子案に着地する一歩手前が「資料 4-2」だと考えるが、ここで登場する「ICT リテラシー」「デジタル人材」との用語がイメージする能力はどのようなものかも判然しない。これを明確にすれば、誰を対象にどこでどのような教育訓練を行うべきか、それを展開・支援する為のリソースをどうすべきか？というより具体的な計画が「資料 4-1」に反映されるものとする。
- ・ 「資料 4-2」中央の「現状・課題」の 1 について、提示された背景情報には人口/生産年齢人口推計情報のみで、労働生産性指標への言及は無いにも拘わらず、課題記載において、いきなり「労働生産性の向上」が登場する。世界の中における日本の労働生産性の低さは、周知の事実かもしれないが、労働生産性に言及するのであれば、世界・日本・宮崎県の労働生産性指標を示した上で、宮崎県のポジションは日本の中でも○○・・・これをいつまでに■■にしたい という定量目標設定をした上で、その為は何をするのか？とい

う「課題」設定法を採るべきであろう。

- ・ 「生産性が低い」ことは「問題」。「その向上が必要」というのは「願望」。生産性指標■
■を○から▽に○年後には変えようというのが「目標」。そのために○△を実践する（年次
計画化要）というのが施策「課題」という思考構造だと考えるが、本資料の現状・課題欄に
「課題」として記載された事項は、いずれも上記「願望」レベルに止まっているように見
える。この分析レベルをさらに深めれば、第11次計画案について、宮崎県としての注力点
がより明快／具体的に表現できるはずと考える。
- ・ 同資料3（2）の現状評価を「県内総生産・1人当たり県民所得が順調に推移」と評価す
る記述に至っては、全国における宮崎県のポジションをどうみているか？そしてどう変え
よう（維持しよう？）とするのか？ という点で甚だ疑問が残る（全国推移と同程度を順
調というのか？ 細かく言えば、H29 から H.30 にかけての全国対比指標では微妙に後退
したハズ。
- ・ 今回、残念ながら書面審議となったが、例えば上述のような論点で多様な意見を交わし
（オンライン会議でも吝かではない）、宮崎県（民）の職業能力開発として何を重点に置けば、
県産業/県民生活の充実と全国での相対的ポジション向上になるか？その具体的実現施策
は何かというあたりを是非検討したい。
- ・ 世界各国（特に先進諸国）と比較した日本の現状を分析し、今後国として進むべき方向
とその実現に向けて何をなすべきかの骨子を示したのが国の基本計画であるとすれば、そ
の国の方向性に沿って宮崎県の強み・弱み（全国対比）をより具体的切口でしっかりと捉
えた上で、宮崎県としての行動計画はこれだ！というのが、県民に向かって分かりやすい
ストーリー／メッセージだと考える。
- ・ 技能の振興における、
「技能五輪や若年者ものづくり競技大会等への派遣拡大と支援」
→42職種あるなか、宮崎県はまだ派遣が少ないと感じる
「技能関連の表彰制度の充実」
→全国規模の大会の上位入賞者等に対して県知事表彰等で意識の高揚を図る など
- ・ 《基本的施策2》について
○県外大学に進学した人やUターンを希望する人への具体的な取り組みはできないのか。
○生産年齢人口減少を踏まえると女性の活躍推進に向けて、非正規から正規への県独自の
方策はとれないのか（税収や年金の問題を考えると、これからの女性労働力は必要です。）
○特別支援学校と企業等をつなぐ方策も考えて欲しい
- ・ オンラインでの審議会の開催も検討して頂かなければならない時期では。